

附属機関等の概要

(令和7年12月1日現在)

附属機関等の名称	浦安市景観審査会
設置根拠	浦安市景観条例第41条
設置の趣旨、必要性等	本市における建築物の建築等、工作物の建設等その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為の景観計画への適合等について審査及び調査をするため
設置年月日	平成21年7月1日
所管事項	(1) 景観法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による命令その他法又はこの条例に基づく処分その他の行為に関すること。 (2) 協議書の内容に関すること。 (3) その他本市の良好な景観の形成に関し必要な事項
公開、非公開の別	非公開
非公開とする理由	公にすることにより、個人の権利利益、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第3号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報）に該当
委員の人数・任期	5名以内 2年
委員の報酬等	会長 9,500円/日額 委員9,000円/日額
所管部署	都市政策部都市計画課 開発指導係 電話 047-712-6543
備考	

委員名簿

氏名	職等	男女	備考
やまもと さり 山本 早里	筑波大学 芸術系教授	女	
いぬま たけいち 飯沼 竹一	アトリエ24 一級建築士事務所 代表	男	
はちま さとし 八馬 智	千葉工業大学創造工学部 デザイン科学科 教授	男	